



84歳まで継続できます!
(ハーフコースに限定
オプションセット無し)

団体
契約で 30% 割引

がん保険

WEB加入が
おすすめです

お手持ちのスマートフォンや
パソコンから簡単に
手続きいただけます!



健康告知の 大幅緩和

質問①②に当てはまらない場合
がん保険と抗がん剤治療特約、
三大疾病特約にご加入可能
(その他オプションをご希望の場合は
①②③④に当てはまらない場合
ご加入いただけます)



がん保険 (A・B・C・Hコースいずれかに必須加入)

コース	A 100万円 コース	B 200万円 コース	C 300万円 コース	H ハーフ
がん診断保険金 ・がんと診断確定されたとき(初回) ・入院を開始したとき(2回目以降)	1回につき 100万円	1回につき 200万円	1回につき 300万円	1回につき 100万円
がん入院保険金 ・がんで入院したとき (1日目からお支払い)	1日につき 10,000円	1日につき 20,000円	1日につき 30,000円	1日につき 5,000円
がん手術保険金 ・がんで所定の手術を受けたとき		入院中に受けた手術=がん入院保険金日額×20倍 外来で受けた手術=がん入院保険金日額×5倍 重大手術=がん入院保険金日額×40倍		
がん外来治療保険金 ・がんと診断確定され、 通院や往診の治療を受けたとき	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円	1日につき 2,500円
がん退院一時金 ・がんで継続して20日を超えて入院 した場合で、無事に退院したとき	10万円	20万円	30万円	5万円

満年齢別	A 100万円 コース	B 200万円 コース	C 300万円 コース	H ハーフ
~24歳	140円	240円	370円	
25~29歳	150円	260円	390円	
30~34歳	260円	510円	750円	
35~39歳	380円	720円	1,070円	
40~44歳	560円	1,090円	1,620円	
45~49歳	1,020円	2,020円	3,000円	
50~54歳	1,670円	3,290円	4,940円	
55~59歳	2,370円	4,710円	7,050円	
60~64歳	3,350円	6,670円	9,990円	2,460円
65~69歳	4,900円	9,780円	14,650円	3,610円
70~74歳	6,140円	12,250円	18,360円	4,500円
75~79歳	7,160円	14,290円	21,410円	5,230円
80~84歳	—	—	—	5,500円

お申込み
いただけ
ません



検索

●保険受取人は被保険者本人となります。被保険者が未成年の場合は親権による保険金請求となります。

※お支払いは2年ごとに限度となります。

●保険期間1年、団体割引30%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット



オプション(ご希望に応じてセットできます)

補償内容	抗がん剤治療特約	女性専用特約 (女性特定疾患のみ保険特約)	がんにかぎらず 先進医療等 費用保険料特約	三大疾病診断 保険金支払特約	月払保険料表	満年齢別	K 抗がん剤 治療特約	J 女性専用 特約	SE 先進医療 特約	S 三大疾病 特約
がんと診断確定され、 抗がん剤治療を 開始した場合	60か月を限度に支払 1か月 につき 5万円	女性特定疾患で 入院したとき (1日目からお支払い) 入院保険金 1日につき 5,000円 (支払対象外日数なし・支払限度 1回の入院につき120日)	がんにかぎらず 先進医療に関わる 技術料等を実費で 補償 1回の 先進医療等 につき 500万円 (支払限度額)	・がんと診断 された場合 ・脳卒中と診断 され入院された 場合 ・急性心筋こうそく と診断され 入院された場合	月払保険料表	~24歳	20円	60円		20円
		女性特定疾患の 治療で所定の手術を 受けたとき 手術保険金 ●入院中に受けた手術= 10万円 ●外来で受けた手術= 2.5万円 ●重大手術= 20万円	(天災危険補償特約セット)		25~29歳	70円	270円		80円	
					30~34歳	100円	360円		150円	
					35~39歳	160円	360円		260円	
					40~44歳	280円	370円		450円	
					45~49歳	420円	380円		730円	
					50~54歳	530円	410円		1,080円	
					55~59歳	740円	490円		1,640円	
					60~64歳	1,040円	610円		2,380円	
					65~69歳	1,390円	910円		3,260円	
					70~74歳	1,890円	1,200円		4,680円	
					75~79歳	2,160円	1,460円		6,080円	
					80~84歳	—	—	—	—	

●5歳さまで保険料が変わります。 ●被保険者年齢は保険始期末時点(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢です。 ●新規ご加入は0歳から満69歳までの方です。継続については満79歳まで更新可能です。またHコースに限っては満84歳まで更新可能です。
●保険期間は1年で、団体割引30%が適用されています。 ●保険期間は1年ごとに更新され、更新時は更新後の保険始期末時点の満年齢による保険料となります。例えば加入時満33歳の方は、2年後の満35歳で保険料が変わります。 ●保険期間の中途でご加入いただく場合、毎月15日までに加入依頼書をご提出いただいた方、および毎月14日(7月のみ1日)までにWEBでお申込みいただいた方、翌月1日から令和6年8月1日までです。(ただし初回保険料の入金が確認できた場合) ●本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和5年3月現在) (注)先進医療については、後ページ記載(用語のご説明)をご確認いただきますようお願いします。

お問い合わせ先

詳しくは取扱代理店まで
お問い合わせください。

取扱代理店 生活クラブ共済連 無料電話 **0120-808-320**

受付時間 平日9:00～17:00
生活クラブ共済連は生活クラブ共済事業連合の指定保険代理店です。

指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会へ手続実施基準契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

■事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン・取扱代理店または下記サポートセンターまでご連絡ください。(事故サポートセンター) 0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

引受け保険会社
損害保険ジャパン株式会社
東京公務開発部営業開発課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
03-3349-5420 (受付時間: 平日9:00～17:00)

損保ジャパン公式ウェブサイトで保険契約を参照できます。下記URLまたは右のQRコードでご参照ください。
URL: <https://www.sompo-japan.co.jp/kinsho/sekinseisaku.html>
QRコード: <https://www.sompo-japan.co.jp/kinsho/sekinseisaku/yakan.html>

■取扱代理店は引受け保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の要請、保険契約の締結・管轄業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご縁結ばない方にご契約される場合は、引受け保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明しているものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡しいたまいます。損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>)にてご確認ください。ご契約内容によっては、ご契約内容によっては、ご契約のおりに掲載していない商品もあります。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者延長は大切に保管してください。また、3ヶ月を経過しても加入者登録が履かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

※QRコードは
(株)デンマーク
ウェーブの登
録商標です。

加入の方法

加入依頼書の提出

加入依頼書に必要事項を記入しセンターまたはデポーにご提出いただくか、WEBでお手続きください。
・告知していただいた内容をご確認のため、加入依頼書をごとくうろ、保険してください。
・告知していただいた内容をご確認される場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

毎月の締切日
右記のスケジュール一覧をご確認ください。

補償の開始

右記のスケジュール一覧をご確認ください。

保険料の自動引き落とし

生活クラブ生協の共同購入代金と同じ引き落としとなります。引き落とし以外の方法での集金はできませんのでご注意ください。

加入者証の送付

加入証は大切に保管してください。また、初回保険料引き落とし後、3ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

自動継続

一度加入すると、以降は毎年自動継続されますので、あらためて手続きをする必要はありません。継続加入しない場合、または前年と条件を変更して加入する場合は、その内容を記載した書類の提出が必要となります。

(保険料の自動引き落としができなかった場合)

初回保険料が引き落としができなかった場合は、その翌月2回分の引き落としの請求をします。初回保険料が2回連続して引き落としができなかった場合は、申し込みは不要となります。

第二回目以降の保険料引き落としができなかった場合は、翌月2回分の引き落としの請求をします。保険料が2ヶ月連続して引き落としができなかった場合は、保険契約は失効となります。

[契約の変更や解約をしたい場合]

生活クラブ生協との共同購入代金と同じ引き落としとなります。引き落とし以外の方法での集金はできませんのでご注意ください。

スケジュール一覧

① ^{*1} 加入依頼書 提出締切日 毎月15日	② 保険始期日 ①の翌月1日	③ ^{*2} 第1回 保険料引落日 ②の翌月26日	④ 契約更改日 毎年8月1日
--	----------------------	---	----------------------

※1北海道は毎月10日になります。

WEBの場合は毎月14日(7月のみ1日)になります。

※2北海道は②の翌月27日になります。

告知書の個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、この告知書に記載された個人情報を、保険契約・支払いの判断、本契約の履行、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます)に利用します。また、下記のおよび当社業務上必要とする範囲で、取扱・利用・提供を行います。

① 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係係、等に提供を行なうことがあります。なお、これらの者は、は外国にある事業者等を含みます。

② 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます)があります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害史等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp>)をご覧ください。募集文書掲載の取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

[加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。]

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み この商品は団体結合保険普通保険約款で医療保険基本特約、がん保険特約等をセットしたものです。

保険契約者 生活クラブ共済事業会生活協同組合連合会

保険期間 令和5年1月1日から令和6年1月1日午後4時まで、保険期間の中途での加入はこの限りではありません。

引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

加入者 組合員になります。(20歳以上の組合員)

被保険者 組合員本人またはご家族(配偶者・子供)および同居の親族を被保険者としてご加入いただけます。新規加入の場合は、満69歳未満で継続加入の場合は満79歳までの方が対象になります。ハーフコースについては、満84歳まで継続加入いただけます。

*満80歳から5歳までの間で継続する場合は、ハーフコースのみの補償になります。

また女性専用特約 先進医療等費用補償特約、三疾大診断除保険支払特約、抗がん治療特約をセッティングすることは出来ません。

お手続方法 加入依頼書、告知書に必要事項をご記入・ご署名のうえ、センターまたはデポーに提出してください。または、WEBでお手続きください。

中途加入 保険期間の中途での加入は、毎月、受付をしています。なお、加入スケジュールについては上記加入の方法をご確認ください。

中途脱退 ご加入から解約される場合は、ご加入窓口の生活クラブ共済連までご連絡ください。

団体割引は、本团体契約の前の年ご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体割引は成立しませんので、ご了承ください。

満期返り金・契約者配当金 この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

がん保険特約 (がん保険: A ~ Hコース)

被保険者が、保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外來治療を開始された場合等に保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合

がん診断保険金

保険期間中にがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金をお支払いします。なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終日の日々を含めて2年内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしません。保険金の支払事由に該当した最終日の日々を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

がん入院保険金

保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術を受けた場合、がん入院保険金をお支払いします。

①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術

②先進医療に該当する手術(※2)

③放射線治療に該当する診療行為

手術(重大手術)(※3)以下

<入院中に受けた手術の場合> がん手術保険金の額=がん入院保険金額×20(倍)

<外来で受けた手術の場合> がん手術保険金の額=がん入院保険金額×5(倍)

重大手術(※3): がん手術保険金の額=がん入院保険金額×40(倍)

(注)重大手術を受けた場合は、入院中に外來を問わず、40倍とします。

(※1)以下の手術は対象となりません。

①悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。)

②悪性新生物に対する開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)

③悪性新生物に対する四肢切斷手術(手指・足指を除きます。)

④脳膜(せきもく)腫(いわゆる)腫瘍摘出術

⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。

(※3)重大手術は以下の手術をいいます。

①悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。)

②悪性新生物に対する開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)

③悪性新生物に対する四肢切斷手術(手指・足指を除きます。)

④脳膜(せきもく)腫(いわゆる)腫瘍摘出術

⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。

がん手術保険金

がん手術保険金は、手術を受けられるごとに支払いますが、手術の種類によっては、お支払いする回数、保険金の額に以下(1)から(5)までの範囲があります。

(1) 時期同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいわずか1つ

の手術についてのみお支払いします。

(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術)を受けたときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)についてのみお支払いします。

(※1)一連の手術とは、医療診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。

(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日のを含めて60日間をいいます。また、同一手術期間終後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間とします。

(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた日1日につけられるとお支払いします。

(4) 放射線治療を受けた場合は、施術の開始から60日の間に1回のお支払いを限度とします。

(5) 乳房再建術については、公的医療保険制度における医療診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、女性特疾手術保険金をお支払いします。(疾患手術保険金はお支払いしません)。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。

保険金をお支払いする主な場合

がん 外来治療 保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外來治療を開始した場合、120日を限度として、外來治療を受けた日数に1つにつきがん外來治療保険金日額をお支払いします。なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中で外來治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外來治療保険金日額のいわゆる額=がん外來治療保険金の額=がん外來治療保険金日額×外來治療を受けた日数
-------------------	--

保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます) もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放電線照射または放射能汚染 (5)がん以外での入院、手術、通院など (※)「テロ行為」とは、政治的・社会的な宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
--

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件が変わった場合は、次のアまたはイの保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ア このご契約のお支払条件により算出された保険金の額

イ 被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

オプション

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
--------	----------------

女性特疾入院保険金の額=女性特定疾病入院保険金日額×入院した日数

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
--------	----------------

女性特疾入院保険金の額=女性特定疾病入院保険金日額×1日

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
--------	----------------

女性特疾入院保険金の額=女性特定疾病入院保険金日額×20(倍)

<外来で受けた手術の場合> 女性特疾入院保険金の額=女性特定疾病入院保険金日額×5(倍)

(注)重大手術(※3)女性特疾入院保険金の額=女性特疾入院保険金日額×40(倍)

(注)重大手術を受けた場合は、入院中に外來を問わず、40倍とします。

(※1)以下の手術は対象となりません。

①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術

②先進医療に該当する手術(※2)

③放射線治療に該当する診療行為

手術(重大手術)(※3)以下

<入院中に受けた手術の場合> 女性特疾手術保険金の額=女性特疾入院保険金額×20(倍)

<外来で受けた手術の場合> 女性特疾手術保険金の額=女性特疾入院保険金額×5(倍)

重大手術(※3): 女性特疾手術保険金の額=女性特疾入院保険金額×40(倍)

(注)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術)を受けたときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)についてのみお支払いします。

(※1)一連の手術とは、医療診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた日1日にについてのみお支払いします。

(4)放射線治療を受けた場合は、施術の開始から60日の間に1回のお支払いを限度とします。

(5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医療診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、女性特疾手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からとも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

ア)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセッティングされた特約や他社のご契約を含みます。

(※2)契約のみに補償・特約をセッティングした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
--------	----------------

被保険者が保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年内であるときは、保険金をお支払いしません。

(1)次のいずれかに該当したこと。

(ア)初めてがんと診断確定されたこと。

(イ)原発がん(※3)がん、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。

(ウ)原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。

②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※)初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性④上記以外の放射線照射または放射能汚染など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
抗がん剤治療保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として抗がん剤治療を開始した場合は、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとに、60ヶ月を限度として、抗がん剤治療保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性④上記以外の放射線照射または放射能汚染⑤がん以外での入院、手術、通院など

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款をご覗ください。
がんと診断確定されたとき	医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全貌またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
外来治療	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前年の入院の原因となった疾患と医学上密接な関係にあると認められる疾患を含みます。)により再入院された場合は、前年の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しく述べは厚生労働省ホームページをご覗ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/sei/sensinriyo/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)ただし、血液透析を除きます。 ②先進医療に該当する放射線治療または温熱療法による診療行為 (※)医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
乳房再建術	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正に近似形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含まれません。 (※)皮膚弁、皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含まれません。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外來の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然か一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突然に発生することをあり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当するする手術をいいます。 ・「外來」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)必ずしも車酔い、熱中症、しもやけ等は「急激かつ偶然な外來の事故に」に該当しません。
抗がん剤	抗がん剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活療法)、V10(治療用放射性医薬品)に分類される薬剤をいいます。
抗がん剤治療	抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした、次の①から⑤までのいずれかに該当する診療行為(※)をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(※2)に、抗がん剤にかかる薬剤料または处方せん料の算定対象として列挙されている診療行為(※3) ②先進医療(※4)に該当する診療行為 ③①および②のほか、厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効果または効果が認められた抗がん剤を用いた診療行為 (※1)診療行為 ホルモン治療を含みます。 (※2) 医科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 (※3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(※2)に、抗がん剤にかかる薬剤料または处方せん料の算定対象として列挙されている診療行為 医科診療報酬点数表(※5)においても抗がん剤にかかる薬剤料または处方せん料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (※4) 先進医療 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。 (※5) 歯科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対外特約について

・「特定疾病等対外特約」がセッティングされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対外特約」がセッティングされます。

・ご継続手段で開示告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお問い合わせ条件を決定するため、「特定疾病等対外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間中の途中での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

・保険金額は、高額療養費制度の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance/insurance-portal.html)等をご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

(1) クーリングオフ この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

(2) ご加入における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容(WEBの場合はお手続き画面等の入力内容、以下同様とします。)に間違いないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書に記載いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえ重要な事項となります。

●ご契約または被保険者は、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めるものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

・被保険者の過去の傷病歴、現在の健診状況

告知される方(被保険者)が認識している病気、症状名が告知書にある病気・症状と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主担当(担当会社)に確認のうえ、ご回答ください。

・他の保険契約等

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払われるがん保険契約等をいいます。

*口頭でお話しまたは資料提示されただけでは、お問い合わせしたことにはなりませんのでご注意ください。

・損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いしないことがあります。

●ご加入年度の保険期間の開始時(※)からその日のを含めて1年内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約を解約することができます。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日のを含めて1年内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知いただいた必要があります。なお、事実を告知されなかつたとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支

りできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数を問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者が、被保険者または被保険金を受け取るときの差押または強迫によって損保ジャパンが契約した場合など

・告知書を告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することができます。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかつたとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご加入初年度の保険期間の開始日の前までに(加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内に)がんと診断確定された場合は、被保険者(保険の対象となる方)がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん保険特約・がん診断治療保険金支払特約・一大疾病診療保険金支払特約特別の無効(これらの特約のすべてのもの)が、ご加入時から生じなかつたものとして取り扱うことをいいます)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険金をお支払いしません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日のを含めて5日が経過して(ご加入初年度の契約に特約が付された場合)お問い合わせされた場合は、この「無効」の規定を適用しません。

●一部の疾患について、保険金をお支払いの対象外となる場合は、保険金をお支払いできません。

●ご加入初年度の保険期間の開始時の(※)より前に発病(※2)した疾病(対象)に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時の(※)より前に発病(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日のを含めて1年を経過した後に保険金のお支払いはされません。

●ご加入初年度の保険期間の開始時の(※)より前に発病(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日のを含めて1年を経過した後に保険金のお支払いはされません。

●ご加入初年度の保険期間の開始時の(※)より前に発病(※2)した疾病(対象)に対しては、保険金をお支払いしません。

●ご加入初年度の保険期間の開始時の(

生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会 御中 損害保険ジャパン株式会社 宛

申込人(加入者)および被保険者は、募集文書または損害保険ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)掲載の個人情報の取扱いに同意のうえ、生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会が契約する団体がん保険(医療保険基本特約・がん保険特約等セット団体総合保険)への加入を依頼します。また、段階の申し出をしないかぎり、毎年の自動継続による加入を依頼します。

保険期間	令和5年8月1日から令和6年8月1日まで	中途加入日	令和 年 月 1 日
------	----------------------	-------	------------

必要事項をご記入ください。訂正箇所は二重線で消して訂正してください。なお、自署欄と★の項目(告知回答欄)の訂正には組合員(加入者)の訂正印もしくは訂正署名が必要です。

◆必須 太枠内の項目を記入なくご記入ください。なお、告知印は保険金支払いの際の重要な項目です。必ず自署でご記入ください。

申込日 (告知日)	20 年 月 日	所属会員 会員登録番号	東京・神奈川・埼玉・千葉・長野・北海道・茨城・山梨・岩手・静岡・愛知・栃木・青森・やまとがた・群馬・ふくしま	組合員コード	521	性別	
組合員 (加入者)	告知義務などの内容を確認し、個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を依頼します。			生年月日	504 電話番号	()	-
	507 フリガナ 氏名	513 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	512 ①男 ②女				
住所	501 フリガナ 〒(都道県)	550 年月日	HGO 携帯電話番号	()	-	①女 ②男	

保険の対象となる方(被保険者)について、以下に加入申込み・告知を記入ください。

★の項目は「告知事項」です。記入内容が事実と相違した場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、正確にご記入ください。告知の内容によっては、ご契約のお引受けをお断りする場合がありますので、ご承諾ください。訂正をする場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、抹消線に重ねて告知者の訂正署名または訂正印が必要です。修正液や重ね書きでの訂正是できません。

申込人が本人以外のご家族(配偶者、子供、両親、同居の家族(兄弟姉妹、親族))の方が加入されるときは、加入されるご家族に代わって申込人が加入されるご家族の健康状態等をご確認のうえ、ご記入、ご署名することができます。

本告知事項は、私が自ら記入したものであり、事実に相違ありません。事実に相違していた場合は、ご契約が解除となったり、保険金の支払いを受けられなくなったりしても異議を申し立てません。また、本パンフレットに記載の「告知書の個人情報の取扱いに関する事項」を確認し、損害保険ジャパンが必要な範囲において個人情報を取得・利用・提供することに、申込人(加入者)、告知者、被保険者ともに同意します。

600 フリガナ 氏名	性別	★ 告知回答欄 *			
602 ①男 ②女	質問① はい いいえ	基本(がん補償) 特約K(抗がん剤治療) 特約S(三大疾病)			
603 3 昭和 4 平成 5 令和 年月日	生年月日	加入時満年齢	職業・職務名	申込人(組合員)からみた続柄	質問② はい いいえ
VJ9	VG2	VG3	VG4	VG5	質問③ はい いいえ
A B C H	K J SE S	1 本人 2 配偶者 3 子ども 4 親 5 弟兄姉妹 6 その他 同居親族	質問④ はい いいえ		
保険料 AO	特約保険料 AO2	特約保険料 AO4	特約保険料 AO6	特約保険料 AO8	特約SE(先進医療)
被保険者合計保険料 AO1	即時保険料 0円	即時保険料 0円	即時保険料 0円	即時保険料 0円	即時保険料 0円
610 フリガナ 氏名	性別	★ 告知回答欄 *			
612 ①男 ②女	質問① はい いいえ	基本(がん補償) 特約K(抗がん剤治療) 特約S(三大疾病)			
613 3 昭和 4 平成 5 令和 年月日	生年月日	加入時満年齢	職業・職務名	申込人(組合員)からみた続柄	質問② はい いいえ
VM9	VK2	VK3	VK4	VK5	質問③ はい いいえ
A B C H	K J SE S	1 本人 2 配偶者 3 子ども 4 親 5 弟兄姉妹 6 その他 同居親族	質問④ はい いいえ		
保険料 OE	特約保険料 OE2	特約保険料 OE4	特約保険料 OE6	特約保険料 OE8	特約SE(先進医療)
被保険者合計保険料 OE1	即時保険料 0円	即時保険料 0円	即時保険料 0円	即時保険料 0円	即時保険料 0円
補償対象外とする 疾病群コード VHO	補償対象外とする 種目コード VG9	補償対象外とする 疾病群コード VLO	補償対象外とする 種目コード VK9	7193	7193

加入者合計保険料 542 円	合計即時保険料 0円	性別	★ 告知回答欄 *			
542 円	0円	612 ①男 ②女	質問① はい いいえ	基本(がん補償) 特約K(抗がん剤治療) 特約S(三大疾病)		
社内欄 108①	109②	前頁からの続き 527 1 あり ★他の保険契約等 520 9 あり	質問② はい いいえ			
生協使用欄 お預り印 20 年 月 日 008	センターデポコード お預り担当者 20 年 月 日 008	生活クラブ共済連絡印 お預り連番 コサード 522	質問③ はい いいえ			
加入依頼書お預り印 542 円	0円	522	質問④ はい いいえ			

生活クラブがん保険 加入依頼書お預り印	組合員名 様	20 年 月 日 加入依頼書をお預りしました。	生活クラブ生活協同組合 担当者名 印
------------------------	-----------	----------------------------	-----------------------

告知に関する質問事項

●下記の質問事項にご回答をお願いします。

質問①②⑤は必ずご回答ください。

質問① 今までに、「がん」または「上皮内がん」により、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。

(注)医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。

「はい」の方はご加入いただけません。

【がん】、「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気

がん	悪性新生物、悪性しづよう、白血病、肉腫、骨髄腫、悪性リンパ腫、骨髄異形成症候群、骨髓線維症
上皮内がん	上皮内新生物、CIS、CIN3、子宮頸部高度異形成、HSIL

質問② 下記の質問にお答えください。

(必須) ●告知名(ご記入日)から過去3ヶ月以内に、下記の「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状により医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、すめられたことがありますか。

(注)医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。

●告知名(ご記入日)から過去2年以内に、下記の「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状について、次のいずれかに該当したことがありますか。

① 健康診断・がん検診・人間ドックを受けた結果、病気・症状を指摘されたこと。

(注)再検査・精密検査の結果、異常がなかった場合を除きます。

② 医師の診察の結果、定期的な検査・検査を受けるように指摘されたこと。

●告知名(ご記入日)から過去5年内に、下記の「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状により、次のいずれかに該当したことがありますか。

① 継続して7日以上入院をすること。
② 手術を受けたりすめられたこと。

「はい」の方はご加入いただけません。

【病気・症状一覧表】

特定の病気	脳しづよう、膀胱しづよう、GIST(ジスト・ギスト)、カルチノイド
消化器の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝線維症、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道靜脈瘤、慢性的い炎、B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア
呼吸器の病気	慢性閉塞性肺疾患(COPD)、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、気管支拡張症、間質性肺炎
腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
しづようなどの異常	異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポーシス)(※1)、骨髄増殖性腫瘍、すいのう胞子性腫瘍、病理検査や細胞診での異常
しづようマークーの異常(※2)	CEA、AFP、CA19-9、PSA
検査・検診結果の異常(※3)	肺の検査での異常、胃腸の検査での異常、マンモグラフィー検査での異常、その他のがん検診での異常
その他	しづよう、しづり、結節、腫瘍(しづりゅう)、出血(便潜血・不正出血・喀血・吐血・下血・肉眼的血尿)、貧血(鉄欠乏性貧血を除く)、黄疸、びらん、消化管のかいようや狭窄

(※1) 多発性ポリープ(ポリポーシス)には、過去5年内に、5個以上のポリープが発生しているもの、あるいは5回以上の治療歴のあるものも含みます。

(※2) しづようマークーの異常とは、検査結果が基準値を超えた場合を意味します。なお、過去に基準値を超え、継続して経過観察中の場合は、現在基準値でも、しづようマークーの異常に該当します。

(※3) 要治療・要精密検査・1年内の再検査を行います。

〔特約J、SEを1つでもセッテする場合は質問③および質問④にもご回答ください。〕

質問③ 告知名(ご記入日)現在、病気やケガで入院中ですか。または告知日以降に病気やケガで入院もしくは手術の予定がありますか。

※ 医師からすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。

「はい」の方は、特約J、SEにはご加入いただけません。

質問④ 告知名(ご記入日)から過去1年内に、病気で継続して10日以上入院をしたことがありますか。

「はい」の方は、特約J、SEにはご加入いただけません。

質問⑤ 他の保険契約(医療保険・がん保険・傷害保険、各種商品の入院特約等、このファインライフの全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約)がありますか。多数の場合には余白または別紙にご記載ください。